

成年後見制度って何？

利用するには
どうしたらいいの？

市民向け

「成年後見制度研修」

～成年後見制度に関する基礎的な知識を身に付けましょう～

お気軽に
ご参加
ください！

【日時】 令和2年10月9日(金)13:30～16:30

【会場】 川崎市総合福祉センター6階 研修室
(エポックなかはら)

【内容】 ①講座 「成年後見制度について」
②質疑応答 「あなたの質問に弁護士が答えます」
講師：神奈川県弁護士会川崎支部

【対象者】 ・川崎市内在住または在勤の方
・親族の後見人のサポートをしている関係機関職員など

【定員】 25名

【受講料】 無料

【申込方法】 裏面の申込用紙に必要事項を記入し、下記の申込先にFAXまたは郵送でお申込みください。

【申込期間】 令和2年9月1日(火)～10月2日(金)

※応募者多数の場合は抽選となります。受講をお断りさせていただく場合のみ、10月6日(火)までにご連絡をさせていただきます。

【申込・お問合せ】

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 運営課
〒211-0053川崎市中原区上小田中6-22-5川崎市総合福祉センター
TEL:044-739-8727 FAX:044-739-8738

※新型コロナウイルス感染防止のため、当日はマスク着用、手洗い、手指消毒にご協力をお願いいたします。なお、当日は非接触型体温計で検温を実施いたします。37.5度以上の発熱、風邪症状等がある場合は、参加をお断りする場合がございます。

成年後見制度
とは？

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方の不安を解消し、権利と財産を守る制度です。

「親が介護施設に入居するための費用の支払いで、親の定期預金を解約しなければならないが、親が認知症で解約ができない」「判断能力が低下してきた親が、悪徳商法の被害に遭わないか心配」「知的障害のある子がおり、親が亡くなった後のことが心配」など、このようなときには成年後見制度の利用が有効です。

主催：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会・川崎市

